

「オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキンツ属生果実の生果実に関する植物検疫実施細則」(平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安
 全局長通知) 一部改正新旧対照表 (別紙5)
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキンツ属生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第7及び第59のオーストラリアから発送されるカンキンツ属植物並びにタリムンシ種、トムソンシードレス種及びレッドグロブ種のもの(以下「告示」という。)</p> <p>1の(1)に規定する生果実(以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、告示1の(2)に規定するものほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の(2)に規定するものほか、この細則に定めるところについては、オーストラリア産スウィートオレングジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則(平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通知)に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 地域 告示1の指定地域とは、次の地域とされている。また、日本向けカンキンツ属の生果実生産園地及び集荷こん包施設はオーストラリア植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1及び2により植物防疫官あてに通知されるものとされている。 (ア) (略) (イ) ビクトリア州 (ウ) ミルデュラ地方オルニー (Orney)</p> <p>2 生産地における調査 告示2の生産地における調査は、次により行うものとされている。 (1)・(2) (略)</p> <p>3 生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 (1) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、オーストラリア植物防疫機関がそれぞれ次に掲げる事項を記録し、保管するものとされている。 ア トラップ調査 (ア) 地域 (イ) 調査年月日</p>	<p>オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキンツ属生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)</p> <p>別表2の付表第7のオーストラリア産カンキンツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件(平成17年1月14日農林水産省告示第70号。以下「告示」という。)</p> <p>1の(1)に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示1の(2)に規定するものほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の(2)に規定するものほか、この細則に定めるところについては、オーストラリア産スウィートオレングジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則(平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通知)に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 地域 告示1の指定地域とは、次の地域とする。また、日本向けカンキンツ属の生果実生産園地及び集荷こん包施設はオーストラリア植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1及び2により植物防疫官あてに通知されるものとされた。 (ア) (略) (イ) ビクトリア州 (ウ) ミルデュラ地方オンレイ (Onley)</p> <p>2 生産地における調査 告示2の生産地における調査は、次により行うものとする。 (1)・(2) (略)</p> <p>3 生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 (1) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされた。 (新設)</p>

- (ウ) トラップ番号
- (エ) ミバエ類の誘殺虫数
- イ 生果実調査
- (ア) 地域
- (イ) 調査年月日
- (ウ) 寄主植物名
- (エ) 調査果実数
- (オ) 調査結果

(2) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が別記様式3により毎月1回日本国植物防疫機関に報告するものとされている。

(削る。)

- 4 生産地における検査
 - (1) 告示4の(1)の検査は、生果実のこん包数の2パーセント以上について行い、検査有害動植物、特にミバエ類がないことを確認するものとされている。
 - (2) (1)の検査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が記録し、保管するものとされている。
 - (3) (1)の検査の結果、ミバエ類が発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、ミバエ類が発見された原因が調査され、その原因が判明するまでは以降の日本向け生果実の全荷口の輸出は停止されることとされている。

5 植物防疫官による確認

- (1) 寄主植物の移入規制の実施の確認
植物防疫官は、告示7の(1)の寄主植物の移入規制の実施の確認について、原則として、1年に1回以上、実地調査等により移入規制が的確に実施されたことを確認するものとする。

(2) トラップ調査及び生果実調査の実施の確認
植物防疫官は、告示2のトラップ調査及び生果実調査の実施の確認について、原則として、1年に1回以上、オーストラリア植物防疫機関が記録した調査の実施記録を確認し、調査が2により的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により調査が的確に実施されたことを確認するものとする。

- (3) 検査の実施の確認
植物防疫官は、告示4の(1)の検査の実施の確認について、原則として、1年に1回以上、オーストラリア植物防疫機関が記録した検

(2) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が別記様式5により毎月1回日本国植物防疫機関に報告するものとされた。

- 4 寄主植物の移入規制並びにトラップ調査及び生果実調査の確認
告示7の(1)の確認は、オーストラリア植物防疫機関と共同して、毎年1回以上カンキツ属植物の生果実の輸出期間中に行うものとする。

- 5 生産地における検査
 - (1) 告示4の(1)の検査は、生果実のうち、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、切開し、検査有害動植物、特にミバエ類がないことを確認するものとする。
 - (2) (1)の検査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が記録し、保管するものとされた。

(新設)

査の実施記録を確認し、検査が4により的確に実施されたことを確認するものとす。なお、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとす。

- 6 輸送中及び積み込み時の措置
告示8の(1)のこん包に通気孔を設ける場合には、次のいずれかの条件を満たすものとされている。ただし、こん包を密閉型海上コンテナ又は密閉型航空コンテナ等の密閉型コンテナに収容するときには、この限りではない。
(1)・(2) (略)

- 7 表示
告示10の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききでなされるものとされている。
(1) 輸出植物検疫終了の表示
PLANT QUARANTINE AUSTRALIA
(削る。)

- ただし、コンテナの封印に表示する場合には、次によるものとする。
ア DAFF AUSTRALIA
イ DAFFA AUSTRALIA
ウ DA AUSTRALIA
(2) 仕向地の表示
ア (削る。)
イ (削る。)
ウ (略)

- 8 ミバエ類が発見された場合の措置
2の(1)又は(2)の調査の結果、ミバエ類が発見された場合は、オーストラリア植物防疫機関は、直ちに、ミバエ類が発見されたこと、発見されたミバエ類の種名、齢及び齢の齢、発見されたミバエ類の性別、発見頭数、発見日及び発見場所、ミバエ類であると判定した日(以下「同定日」という。)、寄主植物又は誘殺されたトラップの種類及び数、前回の調査日並びに最も近接した商業的農業地域までの距離に関する措置を講ずることとされている。

- 6 輸送中及び積み込み時の措置
告示8の(1)のこん包に通気孔を設ける場合には、次のいずれかの条件を満たしているものとす。ただし、こん包を密閉型海上コンテナ又は密閉型航空コンテナ等の密閉型コンテナに収容するときには、この限りではない。
(1)・(2) (略)

- 7 表示
告示10の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききでなされるものとする。

- (1) 輸出植物検疫終了の表示
PLANT QUARANTINE AUSTRALIA
アイ
AUSTRALIA

ただし、コンテナの封印に表示する場合には、次によるものとする。

- ア DAF AUSTRALIA
(新設)
イ (新設)
(2) 仕向地の表示
ア (略)
イ for JAPAN
ウ FOR JAPAN
エ (略)

- 8 ミバエ類が発見された場合の措置
2の(1)又は(2)の調査の結果、ミバエ類が発見された場合は、オーストラリア植物防疫機関は、直ちに、ミバエ類が発見されたこと、発見されたミバエ類の種名、齢及び齢の齢、発見されたミバエ類の性別、発見頭数、発見日及び発見場所、ミバエ類であると判定した日(以下「同定日」という。)、寄主植物又は誘殺されたトラップの種類及び数、前回の調査日並びに最も近接した商業的農業地域までの距離に関する措置を講ずることとされた。

(1) チチュウカイミバエ
(略)

輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、(ア)から(ウ)のいずれかに該当した場合は、最初に発見のあった地点から半径15kmの円内の地域(以下「移出停止地域」という。)で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画(以下「緊急行動計画」という。)に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

(ア) 最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km の範囲内で成虫が合計3頭以上発見された場合

(イ) 卵を保有する雌成虫が発見された場合

(ウ) 寄主植物から幼虫が発見された場合

また、移出停止地域において、最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km以上3 km の範囲内でチチュウカイミバエが発見された場合は、緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の発見地点から半径30kmの円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属植物の生果実の輸出停止の解除については、チチュウカイミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれか長い期間チチュウカイミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされている。

(2) クイーンズランドミバエ

緊急調査

2の(1)又は(2)の調査の結果、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1kmの範囲で成虫が2頭以上発見された場合、次に掲げる措置を講じること。

(ア)～(ウ)(略)

輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、(ア)から(ウ)のいずれかに該当した場合は、移出停止地域で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、緊急行動計画に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

(1) チチュウカイミバエ
(略)

輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km の範囲内で成虫が合計3頭以上発見された場合は、最初に発見のあった地点から半径15kmの円内の地域(以下「移出停止地域」という。)で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

(新設)

(新設)

また、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km以上3 km の範囲内でチチュウカイミバエが発見された場合は、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の発見地点から半径30kmの円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属植物の生果実の輸出停止の解除については、チチュウカイミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれか長い期間チチュウカイミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされている。

(2) クイーンズランドミバエ

緊急調査

2の(1)又は(2)の調査の結果、成虫が2頭以上発見された場合、次に掲げる措置を講じること。

(ア)～(ウ)(略)

輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km の範囲内で成虫が合計5頭以上発見された場合は、最初に発見のあった地点から半径15kmの円内の地域(以下「移出停止地域」という。)で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

(ア) 最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km の範囲内で成虫が合計5頭以上発見された場合

(イ) 卵を保有する雌成虫が発見された場合

(ウ) 寄主植物から幼虫が発見された場合

また、移出停止地域において、最初のクインスラランドミバエの発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km 以上3 km の範囲内でクインスラランドミバエが発見された場合は、緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の発見地点から半径30km の円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属植物の生果実の輸出停止の解除については、クインスラランドミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれが長い期間クインスラランドミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされている。

(3) 移出停止地域を通過する日本向けカンキツ属植物の生果実は、6に掲げる措置を講じること。

(4) 移出停止地域で生産されたミバエ類の寄主植物の生果実であつて、移出停止地域以外の指定地域を通過する場合は、6に掲げる措置を講じること。ただし、移出停止地域内で告示6に定める消毒が行われ、かつ、6に掲げる措置が講じられている場合には、この限りではない。

(5) 緊急行動計画に基づき根絶防除を開始すること。また、植物防疫官は、必要に応じオーストラリア植物防疫機関が行う根絶防除の実施状況について確認を行うこと。

(6) (略)

9 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物防疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物防疫証明書が添付されていない場合、告示8の(1)の輸送中及び積込み時の措置に違反するこん包の場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合、当該生果実を所有し、又は管理する者に対して、告示9の封印のない場合、並びに告示10の表示がなされていない場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)及び輸入植物防疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

(新設)

(新設)

(新設)

最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1 km 以上3 km の範囲内でクインスラランドミバエが発見された場合は、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の発見地点から半径30km の円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属生果実の輸出停止の解除については、クインスラランドミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれが長い期間クインスラランドミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされた。

(3) 移出停止地域を通過する日本向けカンキツ属植物の生果実は、6に掲げる措置を講じること。

(4) 移出停止地域で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実であつて、移出停止地域以外の指定地域を通過する場合は、6に掲げる措置を講じること。ただし、移出停止地域内で告示6に定める消毒が行われ、かつ、6に掲げる措置が講じられている場合には、この限りではない。

(5) オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき根絶防除を開始すること。また、植物防疫官は、必要に応じオーストラリア植物防疫機関が行う根絶防除の実施状況について確認を行うこと。

(6) (略)

9 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び当該生果実に添付されている植物防疫証明書を確認して行うものとする。

(2) 植物防疫証明書が添付されていない場合、告示8の(1)の輸送中及び積込み時の措置に違反するこん包の場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合、告示9の封印のない場合、並びに告示10の表示がなされていない場合は、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物防疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) ミバエ類が発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該生果実を含む荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

イ (略)

(削る。)

別記様式4
生果実調査記録表

州	区	調査年月日	調査地	調査果数	調査果重	結果			備考
						クワウカクイ	クイウクラン	クラン	

別記様式3 (略)

別記様式5 (略)